

議案第72号

財産の取得について

小中学校における校務用コンピュータ等を含めた学校のICT環境の整備を図るため、校務用コンピュータ等を購入するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年小松島市条例第2号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

平成30年9月3日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

購入物品等	校務用コンピュータ等
購入予定価格	31,860,000円
内訳	<p>ハードウェア関係 26,047,000円</p> <p>(サーバー:6台、ファイアーウォール:6台、 無停電電源装置:6台、ノートパソコン:131台、 デスクトップパソコン:15台、その他周辺機器一式等)</p> <p>ソフトウェア関係 3,453,000円</p> <p>(サーバーOS、サーバCAL、Officeソフト、一太郎、 その他必要ライセンス数一式等)</p> <p>消費税 2,360,000円</p>
購入等の相手方	<p>徳島県徳島市佐古二番町6番1号 巽屋ビル4F</p> <p>インプローブネット株式会社</p> <p>代表取締役 東條 公昭</p>
納入期限	平成31年3月20日